

電子契約の対象業種・営業種目拡大について

対象業種・営業種目を令和7年9月1日（月）以後に公告等が行われる契約案件から、以下のよう
に拡大します。

区分	実施組織	対象業種・営業種目
工 事	資産運用部 契約課	○ 工事 01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事 08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事 25 地下鉄工事 9906 床版補強 4900 電車線架線 5000 地中線 5100 鉄道信号装置 1100 建築設計 ※金額の制限なし
物品		○ 物品（すべての営業種目）

【以下については、対象外とする】

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続き
- 請書により行うもの
- 特命随意契約等の非公表案件(物品の任意指名案件を除く)
- さらし契約

電子契約の実施組織及び対象業種等について【水道局】

令和7年10月1日（水）以後に公告等が行われる以下の契約案件から、電子契約の実施組織を拡大いたします。

区 分		実 施 組 織	対 象 業 種 ・ 営 業 種 目
工 事 等	継	水道局 経理部 契約課	全業種（工事・設計等委託）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	工事 7 業種
	新規導入	水道局の事業所 （給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等）	01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事
物品買入れ等	継	水道局 経理部 契約課	全営業種目（物品・委託等）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	物品買入れ（001～099）
	新規導入	水道局の事業所 （給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等）	※委託等（101～201）を除く

留 意 事 項

以下については対象外となりますので、御留意ください。

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続
- 請書により行うもの
- 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの

電子契約サービスの対象業種・営業種目等について

別紙

令和7年7月1日（火）以後に公告等が行われる案件から、**電子契約の対象を拡大します。**

	対象案件	業種・営業種目
工事等 （工事、設計等委託）	令和7年7月1日以後に行われる公告 その他の契約の申し込みの誘引による <u>本局契約案件</u>	土木・建築工事の7業種から 全業種へ拡大
物品買入れ等 （物品・委託等）		物品の30種目から 全営業種目へ拡大

- ・ 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを越える案件は対象外です。
- ・ 特命随意契約等の非公表案件も対象です。